

第33回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年2月13日（木）午前9時30分から10時30分

2 開催場所 光市役所 第5会議室

3 出席委員（21人）

農業委員

1番	埤田	定
2番	熊野	茂公
3番	宮内	昭壽
4番	河村	晴夫
6番	田村	尚利
7番	出穂	真奈美
8番	鬼武	敬子
9番	繁本	武紀
10番	藤本	準一
11番	山本	忠男
12番	田村	耕一（会長）

農地利用最適化推進委員

1番	小田	博
2番	城	俊治
3番	末岡	博
4番	國弘	久男
5番	西村	隆裕
6番	秋山	孝
7番	西岡	正信
8番	弘田	靖
9番	久保田	等
10番	尾崎	敬一

4 欠席委員

農業委員

（1人）

5番 小林 勉

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 光市農業委員会事務局設置規程の改正について

議案 第2号 市街化区域内農地の転用届出書事務処理取扱内規の改正について

議案 第3号 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出書に対する事務処理取扱内規の改正について

議案 第4号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 橋本 卓也

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

議長

みなさんおはようございます。

只今から第 33 回農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会にあたり、5 番 小林 勉 委員より欠席の連絡がありましたので御報告いたします。

本日出席の農業委員は 11 名、農地利用最適化推進委員は 10 名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、10 番 藤本 準一 委員、11 番 山本 忠男 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

議案第 1 号並びに議案第 2 号は関連があります事から合わせて審議したいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、最初に議案第 1 号「光市農業委員会事務局設置規程の改正」について、説明いたします。お手元の資料をご覧くださいと思います。

農地法の一部改正により、同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の号ずれ及び、同法第 3 条の条文の一部削除のためです。

添付資料の光市農業委員会事務局設置規程新旧対照表をご覧くださいと思います。

光市農業委員会事務局設置規程に引用しております、第 8 条第 1 項 7 号中の「農地利用集積円滑化団体又は」を削り「農地売買等事業等」を「農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号に掲げる農地売買等事業」に改め、第 8 条第 1 項第 8 号中の「農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号」を「農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号」に改めるものです。

なお、この告示は公布の日から施行いたします。第 8 条第 1 項第 7 号の規定については、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

つづきまして、議案第 2 号、「市街化区域内農地の転用届出書事務処理取扱内規の改正」について説明いたします。

先ほど議案第 1 号で説明しましたように、農地法の一部改正により、同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の号ずれのためです。添付資料の市街化区域内農地の転用届出書事務処理取扱内規に引用しております、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号」を「農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び第 5 条第 1 項第 7 号」に改めるものでございます。

なお、この内規は公布の日から施行します。

以上で、議案第 1 号並びに議案第 2 号の説明を終わります。

議長

以上の説明でございますが、何かございますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

それでは、議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号につきましては、原案のとおり決定いたしました。

つづきまして、議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。

つづきまして、議案第 3 号に入りたいと思います。

事務局長

次に議案第 3 号、「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出書に対する事務処理取扱内規の改正」について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、同法第 11 条の 14 が削除されたためです。

添付資料の「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出書に対する事務処理取扱内規」に引用しております題名を「農地中間管理機構の届出に対する事務処理取扱内規」に改め、「農業経営基盤強化促進法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は」を削除し、「農地売買等事業等」を「農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる農地売買等事業」に改め、「同農地中間管理機構が」を削除するものです。

この内規は、令和2年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長

以上の説明でございますが、何かございますでしょうか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

それでは、議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号につきましては、原案のとおり決定いたしました。続いて議案第4号をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

今月の申請は、1件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は市内浅江の不動産業他を営む法人、譲渡人は申請地の近くに住まいの個人です。

申請のあった土地は、市役所大和支所の北西約600mの大字岩田地区に位置する2筆で、登記地目は田、面積は711㎡の自作地です。

譲受人は、当該農地の維持管理が負担となり、処分することを考えていた譲渡人から取得し、造成し4区画の分譲宅地にしようとするもので

す。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、都市計画法に基づく用途区域が設定されているため第3種農地になります。第3種農地の場合、基本的に許可するとされています。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、分譲宅地ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、当該するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、隣接する雑種地の所有者も同一人で合わせて購入することになっており問題ないものと判断します。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が分譲宅地であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、熊野委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 熊野委員、補足説明をお願いします。

2 番 特にございません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは続きまして、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書（案）をご覧ください。

新規が 3 件、11 筆で面積は 19,099 m²、更新が 6 件、9 筆で面積は 13,860 m²、合計は 9 件、20 筆で面積が 32,959 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 5 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を
お願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号は原案のとおり決定いたしました。続
いて報告事項をお願いします。

事務局

それでは報告事項 1 号と 2 号を一括して説明申し上げます。

報告第 1 号 「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」
です。

今月の届出件数は、5 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局
長専決により受理いたしました。

続きまして報告第 2 号 「非農地証明について」です。

証明願の件数は 1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか 2 名の委員さんと、事務局 1 名による現地調
査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証
明書を交付しました。

事務局からの説明は以上です。

議長

只今の報告第 1 号及び第 2 号について、質問、意見等がございました
らお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと思います。

以上で第３３回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和２年２月１３日開催の第３３回光市農業委員会総会の議事録である。

令和元年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印